

～ ユースチーム静岡 憲章 ～

第1条 (名称)

この組織はユースチーム静岡と称する。

2. 英文表記は The Youth Team of Shizuoka とし、略語として YTS と称する。

第2条 (目的)

静岡県連盟（以下、本連盟という）に所属する 18 歳以上 35 歳以下のローバースカウトおよび成人指導者の交流を通じて、魅力あるユースプログラムを立案・実行することで同年代の活動を活性化することを目的とする。

第3条 (構成)

この組織は、18 歳以上 35 歳以下のローバースカウトおよび成人指導者として本連盟に加盟登録する者によって構成する。（以下、メンバーという）

2. 但し、本連盟に加盟登録をするベンチャースカウトのうち 18 歳以上で、次年度加盟登録をする者が希望した場合、準メンバーとなる事ができる。
3. 他県連盟に加盟登録し、本連盟内に居住をする者が希望した場合、メンバーとなる事ができる。

第4条 (活動)

本連盟に所属する 18 歳以上 35 歳以下のローバースカウトおよび成人指導者の活性化を奨励する活動を行う。

2. 本連盟のローバースカウト年代およびユース年代の意思を決定し、表明する。
3. 本憲章の目的を達成するためのプログラムを立案し実行する。
4. ホームページやフェイスブックページ等を活用し、情報を共有する。

第5条 (総会)

この組織は原則 1 年に 1 回、本連盟定時総会に併せて、ユースチーム静岡定時総会を開催する。（以下、総会という）

2. 総会は、全ての構成員が参加者となる。
3. 参加者は発言し、決議に加わる。
4. 決議は参加者の過半数の賛成をもって可決する。
5. 総会における決議事項は次の通りとする。

(1) 前年度の活動報告、及び決算

- (2) 運営委員の選出
- (3) 当年度の活動計画、及び予算
- (4) その他重要な事項

第6条 (運営委員会)

この組織は、運営を円滑に行うために運営委員会を設置する。

- 2. 運営委員会には運営委員、アドバイザーの他、議長の指名する者が参加できる。
- 3. 運営委員会は必要に応じて議長が開催する。
- 4. 運営委員会の構成は次の通りとする。

(1) 議長 (1名)

- ① 全体会、運営委員会をまとめ、ユースチーム静岡を代表する。
- ② 年齢は25歳以下とする。
- ③ 任期は1年とし、再任を妨げない。

(2) 副議長 (若干名)

- ① 議長を補佐し、議長が不在のときはこれを代理する。
- ② 年齢は25歳以下とする。
- ③ 任期は1年とし、再任を妨げない。

(3) 運営委員 (若干名)

- ① 運営委員会の中で必要とされた役務を分掌して担当する。
- ② 年齢は25歳以下とする。
- ③ 任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条 (運営委員の選出)

この組織は運営委員会の委員を総会において選出する。

- 2. 運営委員会の中から本憲章6-4に定める構成を互選によって決める。

第8条 (アドバイザー)

この組織は、運営に関わる助言を求める者としてアドバイザーを選任する。

- 2. 年齢は26歳以上35歳以下とする。
- 3. 人数は若干名とし、運営委員会で選出する。
- 4. 任期は1年とし、再任を妨げない。

第9条 (青年参画)

この組織は、青年の意思決定への参画を促進する。

- 2. 但し、この組織の事業は、本連盟ユース委員会が所管する。

第 10 条 (本部)

この組織は、本部を静岡県青少年会館 2 階チャータールーム内におく。

第 11 条 (経費)

この組織の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 12 条 (憲章改定)

憲章改定については、総会の決議で決定する。

第 13 条 (付則)

本憲章は平成 25 年 4 月 1 日をもって成立し、施行する。

本憲章は令和元年 5 月 18 日をもって改定し、施行する。